サクラツコ介護職員初任者研修は、

特定一般教育訓練制度・厚生労働大臣指定講座です

受講開始日時点で雇用保険の支給要件期間3年以上(初回に限り1年以上)を満たす方が、

キャリアコンサルタントによる「訓練前キャリアコンサルティング」によってジョブ・カードの作成と交付を受けた後、

速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、

教育訓練施設に支払った経費の40%(上限20万円)が支給されます。詳細はハローワークにお問い合わせください。



(※)講座の受講開始 **1ヶ月前**までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、 ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要です。

訓練前キャリアコンサルティングと受給資格確認を行うために

ハローワークを経由して指定の『キャリアコンサルタント』へ面談予約が必要になります。

お早めに、余裕をもって準備してください。

受給資格確認の必要書類

- ①教育訓練給付金及び教育訓練給付金受給資格確認票(様式33号の2の2)
- ②訓練前キャリアコンサルティングを受け作成されたジョブカード
- ③運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、マイナンバーカード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、 療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、官公庁から発行(発給)された身分証明書又は資格証明書(写真付き)のいずれか
- ④払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

以上を、1ヵ月前に、ハローワークに持参し申請となります。

②のキャリアコンサルティングは、早めに予約し、当講座が開始される1ヵ月前までには終えてください。

<u>詳細はハローワークにお問い合わせください。</u>